

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
- 指定居宅サービスの事業の廃止
- 〃
- 〃
- 〃
- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
- 〃
- 〃
- 公共測量の実施
- 公共測量の終了
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

健康推進課

〃

指導監査室

〃

経営支援課

〃

監理課

〃

建築指導課

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

アイ薬局

小田店

笠岡市五番町五―一

令和六年一月一日

アルファ薬局

総社店

小田郡矢掛町小田五五二六―一

令和六年一月一日

アイ薬局

総社店

総社市中央二―二―一―一

令和六年一月九日

ププレひまわり薬局

グラン倉敷店

倉敷市川入八五四―一

令和六年二月一日

ププレひまわり薬局

児島店

倉敷市児島駅前二―三―一

令和六年二月一日

◎岡山県告示第五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和六年二月十三日

指定を更新した医療機関

名称

富永薬局 沖新町

所在地

倉敷市沖新町九二一〇

更新年月日

令和六年二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第五十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年二月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グランデパール 通所介護事業所

2 所在地

岡山県玉野市用吉一六七六番地七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人常山福祉会

2 所在地

岡山県玉野市用吉一六七六番地一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年二月六日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇〇八四二一

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第五十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年二月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションはっぴーらいふ

2 所在地

岡山県美作市福本一四九―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社HITOMI

2 所在地

岡山県岡山市北区中仙道二―一〇―四一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年二月六日

四 介護保険事業所番号

三三七三三〇〇六八五

五 サービスの種類

訪問介護

# 令和6年2月13日 岡山県公報 第12573号

〔七八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス玉野荘内店・キャンドウコープ荘内店

所在地 玉野市長尾七四六番地の一

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 三井造船生活協同組合

住所 玉野市玉二丁目五番五号

代表者の氏名 理事長 岩松 安則

## 3 変更事項

### (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 名称 三井造船生活協同組合荘内店

(変更後) 名称 ダイレックス玉野荘内店・キャンドウコープ荘内店

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表者の氏名 理事長 武部 吉治

(変更後) 代表者の氏名 理事長 岩松 安則

### (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 三井造船生活協同組合

住所 玉野市玉二丁目五番五号

代表者の氏名 理事長 武部 吉治

イ 小売店舗追加

(変更後)

ア 名称 三井造船生活協同組合

住所 玉野市玉二丁目五番五号

代表者の氏名 理事長 岩松 安則

イ 名称 ダイレックス株式会社

住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地

代表者の氏名 代表取締役 多田 高志

## 4 変更年月日

令和五年六月二十四日ほか

## 二 届出年月日

令和六年一月三十一日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

令和六年二月十三日から同年六月十三日まで

### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

# 令和6年2月13日 岡山県公報 第12573号

〔七九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス玉野荘内店・キャンドウコープ荘内店

所在地 玉野市長尾七四六番地の一

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 三井造船生活協同組合

住所 玉野市玉二丁目五番五号

代表者の氏名 理事長 岩松 安則

### 3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻（ダイレックス株式会社に限る。三井造船生活協同組合は午前十時から午後九時まで）

（変更前）午前八時三十分から午前零時まで

（変更後）午前九時から午後十時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時二十分から午前零時十分まで

（変更後）午前八時三十分から午後十時三十分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯（ダイレックス株式会社に限る。三井造船生活協同組合は午前九時から午後六時まで）

（変更前）午前六時から午後六時まで

（変更後）午前六時から午後十時まで

### 4 変更年月日

令和六年三月二十一日

## 二 届出年月日

令和六年一月三十一日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

令和六年二月十三日から同年六月十三日まで

### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び玉野市産業振興部商工観光課

〔八〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	高梁市備中町西山 地内
測量の種類	公共測量（路線測量、現地測量及び基準点測量）
測量期間	令和六年一月二十六日から 同年三月二十五日まで



令和6年2月13日 岡山県公報 第12573号

〔八一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、高梁市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

高梁市旭町地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和六年一月二十六日	終了年月日

〔八二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年二月十三日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字天神一八九番五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市北溝手二三九番地五

中島 恵美

倉敷市中島一八一二番地一レオパレスサンハイム中島A一〇三号

長井 優記

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十二月十九日岡山県指令建指第三〇三号